

## 令和5年度第7回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月17日(火)  
午前9時30分 ～ 午前11時00分  
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 15 名  
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	欠席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人 0 名

## 令和5年度第7回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は15名、欠席委員は3名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第7回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号2番、新久保克己委員と議席番号4番、藤野俊孝委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆で、合計面積は、5,289㎡、畑2筆で、合計面積は、583㎡、位置図は2ページから5ページ、公図は、6ページから

10ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.6 kmに位置している農地で、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■の3筆は、農業振興地域内白地の農地で、残りの3筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地となります。

申請理由は、県外に居住しており耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、きゅうりやなす等の野菜とレモングラスやバジル等のハーブ類を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、307㎡、位置図は11、12ページ、公図は、13ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北東へ約1.5 kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、委託先も見つからない譲渡人の要望に、申請地の近くに転居予定である譲受人が応じ、農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の転居予定の住宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、玉ねぎやジャガイモ等の野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

## 下田敏純委員

おはようございます。7番の下田です。議案第1号1番につきまして、10月6日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。地番■■■■番■■、■■■■番■■には大豆が作付してあり、その他は保全管理してありました。県外に居住しており、耕作出来ない譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。譲受人は産直市場に積極的に農産物、加工品を出荷しており、今後は野菜類を作付し、農地を適正に管理してくれると思います。よろしくご審議をお願いします。

議案第1号2番ですが、10月6日委員2名、事務局2名で現地確認をしました。現地は保全管理してあり、すぐにでも畑地化する事が可能です。耕作出来ない譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。近く、近傍に転居予定であり、出来た作物は知人の店に出荷予定です。

よろしくご審議をお願いします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番、2番につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。総会議案書14ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、15、16ページ、公図は17ページから19ページで、土地利用計画図は20ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から西へ約230mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおり

で、転用目的は、駐車場及び車庫兼倉庫でございます。

申請理由につきましては、自宅敷地内には自家用車や軽トラックの駐車スペースの確保が困難で、農機具を保管する場所もないことから、自宅からも近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成5年頃から、倉庫が建築され、駐車場等として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### 田上光義委員

10番の田上です。すぐる10月6日に事務局職員2名、農業委員2名で現地確認をしました。現地は、資料を見てわかるように、幅5m位の細長い「第3種農地」です。ここは、平成5年頃から倉庫が建築されていたようですが、農地であるとは気付いておりませんでした。

先ほどの説明にありました雨水でございます。雨水の関係は流下量に変化はないということでした。ここは、擁壁が立ち上げられておられ、その擁壁の下には側溝がきちんと付いておりました。それから、排水路の方に流れていくようになっております。別段に支障がないと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可」の1番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

1番と2番は、譲受人が、同じ法人で、転用目的も同じでございますので、併せてご説明いたします。総会議案書は、21ページとなります。1番、2番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、26、27ページ、1番の公図は、28ページから30ページ、1番の土地利用計画図は31ページ、2番の公図は、32、33ページ、2番の土地利用計画図は34ページをご覧ください。各申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約450mから500mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備で、譲受人は、小売電気事業者でございます。なお、どちらの案件も、低圧連携の太陽光発電設備となっており、1番は、4基、2番は、3基、小規模な発電設備を設置する計画となっております。

申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業後継者もいない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

どちらの案件にも一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は、現在、協議中でございます。

1番の申請地に隣接した農地は、2番の申請地と■■■■番でございますが、■■■■番側の申請地内にある既存法面は、さわらない計画となっており、2番の申請地にも、隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にございますので、土砂流出については、問題ございません。どちらの案件からも汚水

の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、水利計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

1番、2番は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書22ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、35、36ページ、公図は、37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から北西へ約800mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、譲受人は、既に小売電気事業者と電気売買契約の締結がなされております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、公道に接し、整備費も少なくすみ、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすこともなく、事業に必要な面積も確保できることから、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、計画では、土留めによる、土砂流出対策がなされております。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

22ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、39、40ページ、公図は、41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約4.4kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、売電先は、小売電気事業者になる計画となっております。

申請理由につきましては、日射量、接道、工事費用等に問題はなく、周辺農地への影響もないことから、この度の計画に至ったもので、耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

す。

売買による所有権の移転となっております。本案件にも、一体利用地はございません。

総会議案書42ページをお開きください。本案の建ぺい率は、22.03パーセントでございますが、公衆用道路と申請地には、高低差があり、申請地内の、公衆用道路からの進入路部分及び西側の法面部分には、パネルの設置が困難なことから、事務局は、この度の計画面積は、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断させていただきました。なお、申請地には、個人所有の公衆用道路を通行する必要がございますが、土地所有者は承諾しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にございます。汚水の発生はなく、雨水のみ、個人所有の公衆用道路をとおり、農業用排水路に放流されますが、土地所有者及び土地の管理者は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書23ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、43、44ページ、公図は、45ページから47ページ、土地利用計画図は48ページ、参考までに、索道基地の機器配置図を49ページにお示ししております。申請地は、下関市役所長府支所から北西へ約1.8kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、仮設道路の整備及び索道基地の設置でございます。

申請理由につきましては、現場からも近くに位置している申請地を選定し、架空送電線路建替工事に必要な仮設道路の整備及び索道基地の設置を計画したもので、借受人の要望に、貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の、一体利用地は、市道加工部分、法定外公共物の加工及び使用部分と河川占用部分のみで、施工に必要な、許可書、申請書等が全て提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の一部には、鉄板を敷き、土嚢袋を設置する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路又は隣接地に放流されますが、土地所有者は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、「一時的な転用」であり、令和6年8月30日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されてお

ります。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

23ページに戻りまして、説明の前に議案書の訂正がございます。総会議案書51ページの位置図でございますが、上下が反転しておりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、50、51ページ、公図は、52ページ、土地利用計画図は53ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.6kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、1台分の駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、先ほど、議案第1号1番でご審議いただき、許可された[ ]番[ ]の通作に必要な軽トラックの駐車スペースがないことからこの度の計画に至ったもので、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既に申請地内には、砂利が敷きなされております。汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地に放流されますが、譲受人が取得した農地であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、詳細な時期、目的等は不明でございますが、前所有者である譲渡人の父親が、申請地内に砂利を敷きならしていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

8番は、7番の施工に必要な、仮設道路及び資材置場を一時的に整備するものでございますので、併せてご説明いたします。総会議案書は、24ページとなります。7番、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、54、55ページ、公図は、56ページ、7番の土地利用計画図は57ページ、8番の土地利用計画図は58ページをご覧ください。各申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約400mに位置している、「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

7番の転用目的は、農業用倉庫で、8番の転用目的は、仮設道路及び資材置場でございます。転用目的は、農業用倉庫の建て替えを、農業後継者である借受人

が、父親である貸付人の所有地に計画したもので、併せて、施工に必要な仮設道路等の整備を行うものでございます。どちらも使用貸借による権利の設定となっております。7番には、一体利用地が1筆ございますが、貸付人の所有地で、8番には、一体利用地はございません。

なお、倉庫完成後は、申請地から公道には、貸付人の所有地を通行することとなりますが、貸付人は承諾しております。

7番の土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の一部にコンクリート擁壁を設置し、造成により勾配調整を行う計画となっております。8番の土砂の流出対策としては、こちらにも申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の一部に砂利を敷きならし、既存法面はさわらない計画となっております。

汚水の発生はなく、7番の雨水は、隣接地の既存水路から隣接地又は、直接隣接地をとおり農業用排水路へ、8番の雨水は、隣接地をとおり農業用排水路に放流されますが、貸付人の所有地であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、どちらの案件も、無断転用案件で、令和4年8月に、7番の申請地内の一部に、コンクリート擁壁等が設置され、8番の申請地内の一部には、砕石を敷きならしていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

また、8番は、「一時的な転用」であり、許可後、1箇年以内に、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書25ページをお開きください。9番、本件は、令和4年度第12回総会にてご審議いただき、現地調査において、土地利用計画に疑義が生じ保留になっていた案件でございます。

事務局において、3月の総会終了後に、豊北総合支所に確認したところ、保管されていた図面から、申請地内に設置されている、道及び水路は、昭和51年度、52年度に滝部小学校、現在の豊北小学校でございますが、用地造成時に設置された施設である可能性があるとの回答がございました。

また、この度、申請代理人と、豊北総合支所の担当課との協議も終了し、訂正された土地利用計画図が提出されたことから、改めて、ご審議いただくものでございます。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、59ページから61ページ、公図は、62ページ、土地利用計画図は64ページ、参考までに、令和4年度第12回総会時の土地利

用計画図を、63ページにお示ししております。申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約690mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、譲受人は、既に、小売電気事業者と電気売買契約の締結がなされております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、土地の面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されておらず、日射量や価格面等検討した結果、この度の計画に至ったもので、市外に居住しており、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はございません。

総会議案書、63ページ、64ページをご覧ください。この度の土地利用計画図には、公図にはございませんが、申請地の北側に、既存の道、水路が図示されております。また、土地利用計画図では、北側と西側にある赤線の正確な位置は確認できませんが、境界付近からフェンスをセットバックし設置する計画に変更がなされておりますので、法定外公共物の占用等はないと思われま。事務局といたしましては、この度の計画については、豊北総合支所の担当課にも説明がなされており、土地利用計画からみても適当であり、計画面積についても、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番から3番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

10番の田上です。まず1番、2番につきましてご説明します。1番と2番は、同じ太陽光発電の譲受人で、隣接した箇所になります。特に支障はないと思われ

ます。

雨水は、農業用排水路に全部放流される予定でございます。

なお、西側の方にはすでに太陽光発電施設の団地みたいになっていますが、特には、支障はないと思います。

3番これは、土地利用計画図でわかるように、雨水が、隣接地の方に流れ、それから道路側溝の方に流れるようになっております。事務局のご説明のとおりでございました。土を盛って、土砂流出対策と雨水が道路側溝の方に流れるというふうになっており、隣接地所有者も承諾しており、支障はないと思います。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

### 藤本康洋委員

15番の藤本です。4番案件について報告させていただきます。10月10日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。概要については、事務局からの報告のあったとおりです。現地は、山の中腹に位置し、確認時はセイタカアワダチソウが繁茂し、長年耕作されて無いように推測できる場所でした。周辺の状況や立地から、農地としての利用が限定されると推測される農地であり、致し方ないと思われま。

ご審議、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。10月10日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。事務局の説明のとおりです。申請地は勝谷地区にある県道長安線とJR山陽本線が並行して通っている長府と勝谷の間に在る棚田です。借受人は、鉄塔工事現場への道が狭く資材の搬入や搬出が困難なことから、仮設道路の整備、施工に必要な索道基地が必要になったために貸付人に申し出て、貸付人は、借受人の要望に応じたものです。利用期間は令和6年8月30日までに原状回復となっております。

隣接する農地に支障はないと思われま。

ります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

#### **下田敏純委員**

7番の下田です。6番の案件につきまして申し上げます。10月6日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。議案第1号1番で取得する農地で耕作するに当たり、通作用の時車場として利用するためのものです。

よろしくご審議を、お願いします。

#### **議長（山田会長）**

続きまして、7番、8番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

#### **新久保克己委員**

2番の新久保です。7番、8番の案件につきまして、現地調査の結果を報告いたします。10月6日に農業委員2名と事務局2名で現地確認を行いました。

申請内容は事務局の説明のとおりで、7番は、農業後継者である息子が農業用倉庫の建築を計画したところ、親である貸付人が要望に応じたものです。

汚水はなく、雨水は既存の私水路から貸付人の農地を經由し、道路側溝に放流するものです。

現地確認時、既に一部擁壁が設置されており、始末書が提出されております。

8番の案件は、7番の農業用倉庫建築に伴う仮設道路及び資材置き場を一時的に整備するものです。7番と同様に親である貸付人が要望に応じたものです。

汚水はなく雨水は隣接する貸付人の農地を通り、道路側溝に放流するものです。

現地確認時、一部に砂利が敷かれておりましたので、始末書が提出されております。借受人から原状回復誓約書が提出されており、問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### **議長（山田会長）**

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

### 岩本憲慈委員

17番の岩本です。9番の案件につきまして、報告をいたします。令和5年10月10日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。

申請内容の詳細につきましては、事務局から先ほど説明があったとおりです。本件は、土地利用計画に疑義が生じ、令和4年度第12回総会で「保留」とした案件です。前回の総会時には、公図上にはございませんが、申請地の北側にある道路、水路が農地内に設置されているのか。また、設置に至った経緯等も不明でしたが、調査の結果、この道路、水路の一部は、農地内に設置されており、隣接する小学校の建設当時に学校から出る雨水等の排水用に整備されたことが確認できました。

また公図上に、赤線道がありますが、影響がないように、境界付近から5メートル程度下げてフェンスを設置する計画に変更がされております。

この度の計画につきましては、豊北総合支所の担当課との協議もなされておりますので、別に問題はないものと判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保委員どうぞ。

### 新久保克己委員

2番の新久保です。前回の総会でも確認させていただきましたが、太陽光発電設備の建ぺい率について、もう一度お伺いしたい。

### 金田豊和委員

関連で、16番の金田です。太陽光発電の建ぺい率の関係で、設置面積です。案件で、すごい面積差があります。それで、どの程度までだったら採算性というか、どう私たちは判断したら良いのか。ただ面積を増やせば建ぺい率をカバーできます。その辺の考え方とかを、前々回からちょっと思っていたので、お願いします。

### 議長（山田会長）

この2件の質問に対しまして、事務局からお願いします。

### 事務局（岡本事務局主任）

まず建ぺい率についてですが、指導指針で建ぺい率の下限を20%以上にするということで、概ね30%以上を指導するということになっております。先月、委員さんの方からも指導をいただきましたので、今月の全ての案件で、相手方に30%以上になるよう指導をさせていただきましたが、こういう状況の土地利用計画図になっております。

次のいわゆる過積載のパネル。明らかに50キロワットの発電であって、120とか150キロワット分のパネルを張る場合には、本当にこれだけのパネルが必要なのか、ということで、各業者からシミュレーションを出させています。今までもシミュレーションを出していただいたら、パネルが多くなればなるほど発電出力が多くなっておりますので、致し方ないという判断をしております。今回の案件については、それほどの大きな発電出力になっておりませんので、シミュレーションを出させておりません。

今回の豊田の案件については、最近の通常のパネル枚数、発電出力からいって、少し過積載にはなっておりますが、過去と比べても、それほど大きなパネル枚数、発電出力にはなっていないと思います。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

ただいまの事務局の回答に、お二方、さらにご質問ございましたらどうぞ。

### 金田豊和委員

なかなか判断し辛いものですから、具体的なものがあればと思ひまして、お尋ねしました。

よろしいです。

### 議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

本議案は、山口県知事に許可された案件を変更するもので、農業委員会は、意見決定し、その旨を、山口県知事に進達するものでございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書65ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、66、67ページ、公図は68ページで、変更前の土地利用計画図は、69ページ、変更後の土地利用計画図は、70ページ、参考までに、土地利用計画図の拡大図を、71ページにお示ししております。

変更内容は、土地利用計画と工事期間の延長でございます。現在、建売住宅23棟中、22棟が完成しておりますが、建築工事未着工の宅地1区画を、公園整備に変更するものでございます。

変更理由について、詳しくご説明いたします。建売住宅1棟について、工事に着手できていない理由については、居住者への安全面等考慮し、工事車両等の駐車スペースとして利用していたことから、工事着手が遅延し、また、昨年度から市外化調整区域内での開発行為の規制が厳しくなったことから、令和3年度中に多くの宅地造成が行われ、注文住宅の建築を優先し、申請地の建売住宅の建築に至らなかったものでございます。

土地利用計画図の変更理由については、議案書記載のとおりでございます。また、併せて、承認後、6箇月の工事期間の延長を行うものでございます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。議案4号の一番の案件について申し上げます。10月10日に委員2名、事務局2名で現地調査に参りました。事務局の説明のとおりです。

申請地は下関立考古博物館が近くにあつて、隣接している住宅団地の中にあ

りました。

事業計画変更です。建売住宅の23区画のうち22区画は完成して売買契約を結んでおります。1区画を公園に、との要望が居住者からあり、今回の変更に至ったようです。計画が2転3転した理由書が添付されており、致し方ないと思いました。

よろしくご審議のほどお願いします。

### 議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」の1番の案件については、「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「承認相当」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して山口県知事に送付します。

### 議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

総会議案書72ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田2筆、合計面積は、1,819㎡で、申請地の位置図は、80、81ページ、公図は82、83ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ、約3.2kmに位置する土地でございます。

令和5年10月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、19番1は、竹等が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

また、22番1は、申請地の大部分は、雑草等ございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

72ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、457㎡で、申請地の位置図は、84、85ページ、公図は86ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から、南東へ、約2.7kmに位置する土地でございます。

令和5年10月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、竹が繁茂しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

総会議案書73ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、363㎡で、申請地の位置図は、87、88ページ、公図は89ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線吉見駅から、南東へ、約660mに位置する土地でございます。

令和5年10月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、竹や灌木が繁茂しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

4番から9番は、隣接地でございますので、併せてご説明いたします。総会議案書は、73、74ページとなります。4番、5番、6番、7番、8番、9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、面積は、議案書記載のとおりでございます。各申請地の位置図は、90ページから92ページ、公図は93ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から、南西へ、約1.6kmに位置する土地でございます。

令和5年10月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございます。

4番、9番は、山林化しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

また、残りの4件については、通路である赤線から申請地に至ることが困難な状況で、況確認書交付事務取扱要領第5条5号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書75ページをお開きください。10番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田2筆、畑1筆、合計面積は、810㎡で、申請地の位置図は、94、95ページ、公図は96ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から、南西へ、約3.8kmに位置する土地でございます。

令和5年10月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりございました。1154番と1163番2の2筆は、灌木や竹が繁茂しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当、1158番1は、一部に灌木が繁茂しており、況確認書交付

事務取扱要領第5条3号イに該当し、3筆全てが、「非農地」との判断になっております。

11番から25番は、同じ垢田地区で、近傍に位置していることから、併せてご説明いたします。総会議案書は、75ページから79ページとなります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、面積は、議案書記載のとおりでございます。全体の各申請地の位置図は、97、98ページ、全体の公図は99ページ、各案件別の位置図、公図は、100ページから129ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から、南西へ、約1.7kmに位置する土地でございます。

令和5年10月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりございました。11番は、一部に灌木が繁茂しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号イに該当することから、「非農地」との判断になっております。

13番については、通路である赤線から申請地に至ることが困難な状況で、況確認書交付事務取扱要領第5条5号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。また、25番を除く、12件については、山林化しており、況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

25番については、申請地の大部分は、雑草等ございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号14番、私山田が報告をいたします。

14番山田です。10月10日農業委員2名と推進委員1名、事務局1名で現地調査いたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりです。まず、1番の19番1については林野に隣接しており、すでに竹が繁茂し、灌木等もあったことから農地としての利用は困難と判断し、非農地としました。また1番の22番1は雑草等に覆われているものの公衆道路に隣接しており、農地として再生は可能と判断し、農地としました。

次に2番の案件につきましては周辺農地の隅で河川の土手より竹や灌木が侵入しており農地としての再生利用は困難と判断し、非農地としました。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号6番、岡本住子委員、報告をお願いいたします。

### 岡本住子委員

6番の岡本です。10月10日に、農業委員2名、推薦委員1名、事務局2名の5名で見に行きました。以前に一度見に行った時には、農地として管理できるくらい奥の方まで入れたのですが、今回はもう、竹や灌木等が茂っており、とても入っていける状況ではなかったため、非農地とさせていただきました。以上です。

### 議長（山田会長）

続きまして、4番から9番、及び11番から25番までの案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。議案第5号の案件について、10番を除いて4番から25番について申し上げます。事務局の説明のとおりですが、10月10日に委員2名、最適化推進委員1名、そして事務局2名で現地調査に参りました。

確認場所は響灘に面して、近くには長州出島の入口もありまして、今回の確認するところに隣接して住宅地があるところです。

ほとんどが山林化しており、道もどこにあるのかわからない状況でした。従いまして4番から9番と11番から24番までは、非農地。それから25番は、農地の大部分は雑草であり、農地と全員一致で判断させていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして10番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

7番の下田です。10月6日に委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地確認をしました。事務局の説明のとおり、現地は竹や灌木が繁茂しており、すでに山林化している場所や一部に灌木が繁茂している場所で、今後林野化が想定されます。全員、一致で非農地と判定しました。

よろしく、ご審議をお願いいたします

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、番号1番のうち■■■■番■■、および番号25番については「農地」とし、番号1番のうち■■■■番■■、および番号2番から24番については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、2番の案件について、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■■番の■■委員が該当しますので、まず1番、3番について審議し、■■委員の退席ののち、2番について審議することといたします。

それでは、1番、3番について事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。総会議案書130ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は131、132ページ、公図は、133、134ページ、土地利用計画図は、135ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約500mに位置する農地で、計画変更の理由は、農業用倉庫建築のためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

なお、用途区分変更後に、耕作者である申出者から農業用施設等の農地転用の届出書が提出されれば、農業委員による現地調査終了後に、会長専決にて、受理書を交付する案件となりますので、総会では、議案ではなく、報告案件となります。

130ページに戻りまして、3番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は140、141ページ、公図は、142ページ、土地利用計画図は、143ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約360mに位置する農地で、計画変更の理由は、農業用施設として、観光農園用の駐車場を整備するためでございます。

本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

それでは、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

10番の田上です。すぐる10月6日に事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認しました。以前ここは、基礎もないビニールハウスの様な簡易的な農業用の倉庫のような物が建っていたようです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

7番の下田です。10月6日、委員2名、事務局2名で現地確認しました。当該観光農園の利用者が増え、隣接地に駐車場を計画し、あわせて集出荷施設用地とするものです。汚水の発生はなく、雨水は道路側溝に流入します。

よろしくご審議をお願いします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

て」の1番、3番の案件につきまして、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の1番、3番の案件につきましては、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

### 議長（山田会長）

次に2番の案件についての審議に入りますので、          委員は退席をお願いします。

（委員 退席）

それでは、2番の案件について、事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は136、137ページ、公図は、138ページ、土地利用計画図は、139ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約2.1kmに位置する農地で、計画変更の理由は、牛舎、飼料置場・堆肥舎、事務所、車庫等を建設するためでございます。

本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

2番の案件につきまして、議席番号14番、私、山田が報告をいたします。

14番、山田です。10月10日に農業委員2名と事務局1名で現地調査いたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりです。祖父の所有する農地に孫の配偶者が牛舎や管理施設を建設するために変更を求めるものです。現在、祖父は和牛を飼育しており、一連の管理技術を受け継がれ、計画に沿えるよう期待するものです。何ら問題ないものと判断しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

### 議長（山田会長）

それでは、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の2番の案件につきまして、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって「議案第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の2番の案件につきましては、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

それでは、          委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

### 議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号      番、          委員が該当していますので、退席をお願いします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書144ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年10月25日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、145ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年10月25日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

144ページに戻りまして、2番、この案件は、令和5年11月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、146ページから155ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年11月1日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第7号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

それでは、          委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第8「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号          番、          委員が該当していますので、退席をお願いします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書156ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等 促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、157ページの「1. 農用地利用集積等 促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、158ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては、159、160ページの「2. 農用地利用集積等 促進計画（配分）（案）（菊川区域分）」と、161ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第8号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、          委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

### 議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 下関市農業委員会総会会議規則の一部改正につ

いて」を、お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### **事務局（中川事務局主幹）**

ご説明します。総会議案書は、162ページをお開きください。議案第9号関係資料①「改正の新旧対照表」と、議案第9号関係資料②「改正後の規則」、議案第9号関係資料③「参考関係法令」も合わせてご覧ください。

令和4年11月に国が作成した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」により、下関市においてもデジタル社会の形成に向けたアナログ規制の点検等を行うこととなり、下関市農業委員会総会会議規則第19条第1項に定める、総会会議議事録の縦覧が見直しの対象となりました。

見直しの結果、過去3年以上、事務局での書面による縦覧の実績がないこと、縦覧を廃止した場合には、紙の経費節減及び事務局の事務削減につながること等の理由から、総会会議議事録の書面による事務局での縦覧に関する条文を廃止するため、下関市農業委員会総会会議規則の一部改正を行うものです。

なお、規則改正後の議事録の公表につきましては、現在も実施しておりますが、農業委員会等に関する法律第33条に基づき、下関市ホームページへの掲載を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

#### **議長（山田会長）**

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第9号 下関市農業委員会総会会議規則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で審議事項はすべて終わりました。

#### **議長（山田会長）**

次に、日程第10「報告第1号」から日程第19「報告第10号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

#### **事務局（足立事務局次長）**

ご報告いたします。総会議案書163から167ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、20件ございました。

168ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

169から170ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

171ページ、報告第4号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。

172ページ、報告第5号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

179ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

180ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

181から183ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が10件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

184から185ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

186から188ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

## 議長（山田会長）

ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございま

せんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第7回定例総会の閉会」を  
宣告いたします。

(終了時刻 11時00分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....